22 消防救急無線の整備に係る支援策の充実

提出先消防庁、防衛省

【提案項目】

消防救急無線の整備を推進するため、次の措置を講じること。

- 1 財政支援の充実強化 消防救急無線のデジタル化整備には多額な経費を要することから、財政支援の充 実強化を図ること。
- 2 補助金を受けて整備した設備等の処分に関する特別措置 消防防災施設整備費補助金を受け消防指令台等を整備した市町村が、消防救急 無線の整備に伴い処分を制限する期間を経過せずに消防指令台等を更新・処分し た場合には、補助金の返還を免除するなど特別な措置を講じること。

また、防衛施設周辺民生安定施設整備補助金を活用し、整備した消防指令台等について、整備後に他の消防本部が共同運用に参画するために改修した場合には、補助金の返還を免除するなど特別な措置を講じること。

3 地方債を活用して整備した設備等の処分に関する特別措置 地方債を活用して整備した消防指令台等を消防救急無線の整備に伴い更新・処分 した場合には、地方債の繰上償還を免除するなど特別な措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 消防救急無線のデジタル化整備については、市町村に多額の財政負担が生じることから、 起債を通じた地方交付税措置による財政支援のほかに、国庫補助制度を充実・拡大するなど、 新たな財政支援が必要である。
- 2 消防救急無線の整備に当たっては、既存の消防指令台等を更新・処分しなければならないが、「総務省所管補助金等交付規則」に定められた処分年数を経過していない場合には補助金を返還することとなり、当該業務を推進する際の妨げとなることから、補助金返還免除などについての特別な措置が必要である。

さらに、防衛施設周辺民生安定施設整備補助金を活用し、整備した指令台等について、整備後に他の消防本部が共同運用に参画するために改修した場合には、補助金を返還することとなり、 当該業務を推進する際の妨げとなることから、補助金返還免除などについての特別な措置が必要である。

3 市町村が地方債を活用して消防指令台等を整備した場合においても、通常、補助金の場合と同様に繰上償還が必要となることから、繰上償還免除などについての特別な措置が必要である。

(神奈川県担当課:安全防災局消防課)